

【出産祝金について】（令和3年4月1日～祝金を拡充しました。）

次世代を担う新生児の出産を奨励し、子育て支援の推進、人口減少対策及び次代を担う子供の健全な育成を図るとともに、地域社会の活性化に寄与するため祝金を支給します。

対象者

穴水町に住所を有する方、又はその配偶者が児童を出産し、出生児を本町に住民登録した者で、引き続き当該出生児とともに町内に住所を有する意思のある方。

支給額

- 第1子 1人につき10万円
- 第2子 1人につき20万円
- 第3子 1人につき30万円
- 第4子以上 1人につき50万円

申請期間

出生の日から1年以内(支給決定通知後指定口座へ振込みます)

申請に必要なもの

1. 出産祝金支給申請書兼同意書
2. 印鑑
3. 預金通帳

その他

1. 祝金の支給を受けられた方で、申請について偽りその他不正な行為があった場合は、支給した祝金の金額を返還しなければなりません。
2. 町税等を滞納していないこと。